

新興感染症発生・まん延時における医療について

(ア) 施策の現状・課題

新型コロナウイルス感染症対応の教訓等を踏まえ、新興感染症発生・まん延時における医療体制を構築する。

〔新型コロナウイルス感染症への対応と課題〕

- ・感染症患者の入院医療の中核的役割を担う感染症指定医療機関のみでは、急増する新型コロナ患者へ十分に対応できず、入院病床が不足したことから、一般医療機関に病床の確保を求めることで対応した。
- ・その際、確保を進めた一部の医療機関に負担が集中することとなった。また、病床使用率が高い状況で推移する中、後方支援医療機関への転院・転床について更なる拡充、強化が必要と考えられた。
- ・感染症が疑われる患者の検査・診療を行う発熱外来の確保が課題となった。
- ・自宅・宿泊施設・高齢者施設等で療養を行う患者の症状悪化時の外来・往診体制の確保が必要となった。

〔新興感染症医療の提供体制〕

- ・通常医療よりも多くの医療人材を必要とする新興感染症医療を行うためには、限られた医療資源を適切に再配置する必要がある。
- ・これに対応するためには、平時から関係者間での情報共有や役割分担、連携が必要である。
- ・都道府県と医療機関等で平時に協定を締結する仕組み等が法定化された。

(イ) 循環型地域医療連携システムの構築

- ・新興感染症が発生した際、県民が地域の中で適切な医療を受けられるよう平時から感染症対策連携協議会等を活用して関係者間で情報共有や役割分担を行う。
- ・医療措置協定に基づき、地域における医療体制の整備を図る。

各医療機関等に求められる医療機能は以下のとおり

〔病床確保〕 新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能

〔発熱外来〕 新興感染症の疑似症患者等の検査・診療を行う機能

〔自宅療養者等への医療の提供〕 自宅・宿泊施設・高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供する機能

〔後方支援〕 新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入れを行う機能

【医療人材派遣】 新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する機能

(ウ) 施策の具体的展開

- ・感染症対策連携協議会等を活用し医療機関、消防機関、高齢者施設等との連携強化を図る。
- ・県と医療機関等との医療措置協定の締結を行う。なお、協定の項目については以下のとおり

【協定の項目】

病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣

(エ) 施策の評価指標

- ・感染症危機の流行初期段階より医療提供体制を早急に立ち上げるため、流行初期及び流行初期以降ともに、協定により担保する数値目標を設定予定。
- ・新興感染症の発生・まん延時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例は以下のとおり

【指標例】

- ・確保病床数
- ・発熱外来の医療機関数
- ・自宅、宿泊施設、高齢者施設での療養者等への医療機関等の数
(医療機関、薬局、訪問看護事業所)
- ・後方支援医療機関数
- ・医療人材（派遣可能医師数等）

※本施策については、千葉県感染症対策連携協議会においても御意見を伺い、検討を進めていきます。